



藤枝市中小企業振興推進プラン

平成30年3月

令和3年3月改定

藤枝市中小企業振興推進会議

目 次

1	プラン策定にあたって.....	1
	（1）策定趣旨.....	1
	（2）プランの概要.....	1
	（3）プランの期間.....	2
2	基本理念.....	2
3	基本方針.....	2
4	プランの推進	3
	（1）プランの推進体制.....	3
	（2）支援機関の役割・責務.....	4
5	施策の体系図	6
6	推進に向けた取組	7

【参考】中小企業振興に係る支援機関の事業・施策

1 プラン策定にあたって

(1) 策定趣旨

本市は、市内の中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）が継続して繁栄できるよう、地域の支援機関と連携しながら、中小企業のチャレンジを活発化させる藤枝ならではの企業支援策「エコミックガーデニング構想」の推進に取り組んできました。

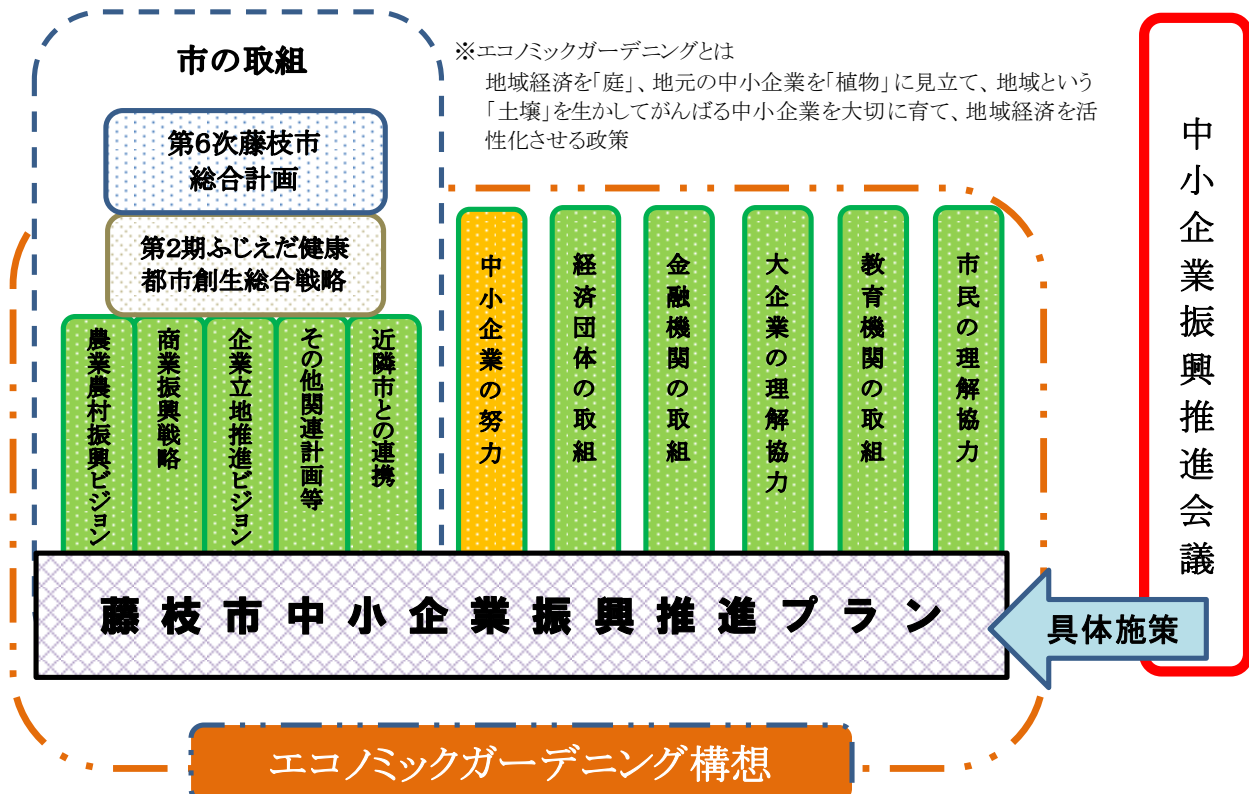
さらに、中小企業の振興が、地域経済の健全で持続的な発展と市民生活の向上に寄与するものとして、この目的を達成するために中小企業に対する支援の方向性を明確にする『藤枝市地域経済を支える「がんばる中小企業」振興基本条例』（以下、「基本条例」という。）を平成28年12月に制定しました。

そこで、基本条例を具現化するため、市内のがんばる中小企業の自助努力を促進し、それを支援する経済団体や大学、金融機関、行政、いわゆる「産・学・官・金」が一体となった具体的な施策の方向性と、それぞれの役割を明確にする「藤枝市中小企業振興プラン」を策定します。

(2) プランの概要

このプランは、「藤枝市がんばる中小企業振興基本条例」の第3条に掲げる基本理念を基に、「第6次藤枝市総合計画」、「第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略」を上位施策として、その他の農商工関連計画等の施策を横断的に取り入れ、既存施策と整合させるとともにエコミックガーデニングの考え方を踏まえて、「産・学・官・金」の各支援機関の取組を明記します。

【藤枝市の施策等と各支援機関の関係図】



(3) プランの期間

このプランは、取り巻く環境変化等に適時対応できる柔軟なものとするため期間は定めず、関連施策等の改訂や各支援機関の施策変更など、これらと整合を図る必要がある場合は、その都度見直しを行うものとします。

2 基本理念

基本条例の目的である「地域経済の健全で持続的な発展と市民生活の向上」を達成するためには、本市経済を支えて重要な役割を果たしている大多数の中小企業の力がさまざまな分野で発揮され、地域経済が活性化することが求められております。

地域経済活力の源泉である本市の中小企業の発展のためには、支援機関が相互に連携して中小企業が成長する環境、そして将来にわたって活力が維持できる環境を創出していく必要があります。その実現のために、藤枝市中小企業振興推進プランの基本理念を以下のとおり定め中小企業振興に邁進します。

条例の目的
地域経済の健全で持続的な発展と市民生活の向上

基本理念(目的達成にあたっての視点)

- ・中小企業の主体的なやる気やがんばりを尊重します
- ・産学官金が相互に連携して中小企業の振興を推進します
- ・創業から発達まで段階に応じた支援策を推進します

3 基本方針

目的の達成に向けて、以下のとおり4つの基本方針を定めます。

基本方針1

需要の変化に対応する高付加価値経営の促進と経営基盤の強靱化

- ◆売上増加や需要の開拓、新事業展開の支援による高付加価値経営を促進するとともに、自然災害や感染症に対応できる企業体質の強化を図ります。

基本方針2

新たな事業展開に向けた多種多様な人材育成・活用

- ◆人材の育成や確保を通じて企業の新たな価値を生み出し、円滑な事業承継やICTの導入、起業・創業を促進します。

目的

地域経済の健全で持続的な発展と市民生活の向上

基本方針3

地域ブランド化の推進体制の構築、地域経済活性化に向けた賑わい創出の促進

- ◆地場産品のブランド化推進や商店街の支援による地域経済の活性化に向けた賑わいの創出を促進します。

基本方針4

きめ細やかで総合的な支援体制の充実

- ◆支援機関の連携体制の強化に加え、情報収集によりニーズを把握し、適切な情報提供による支援体制の充実を図ります。

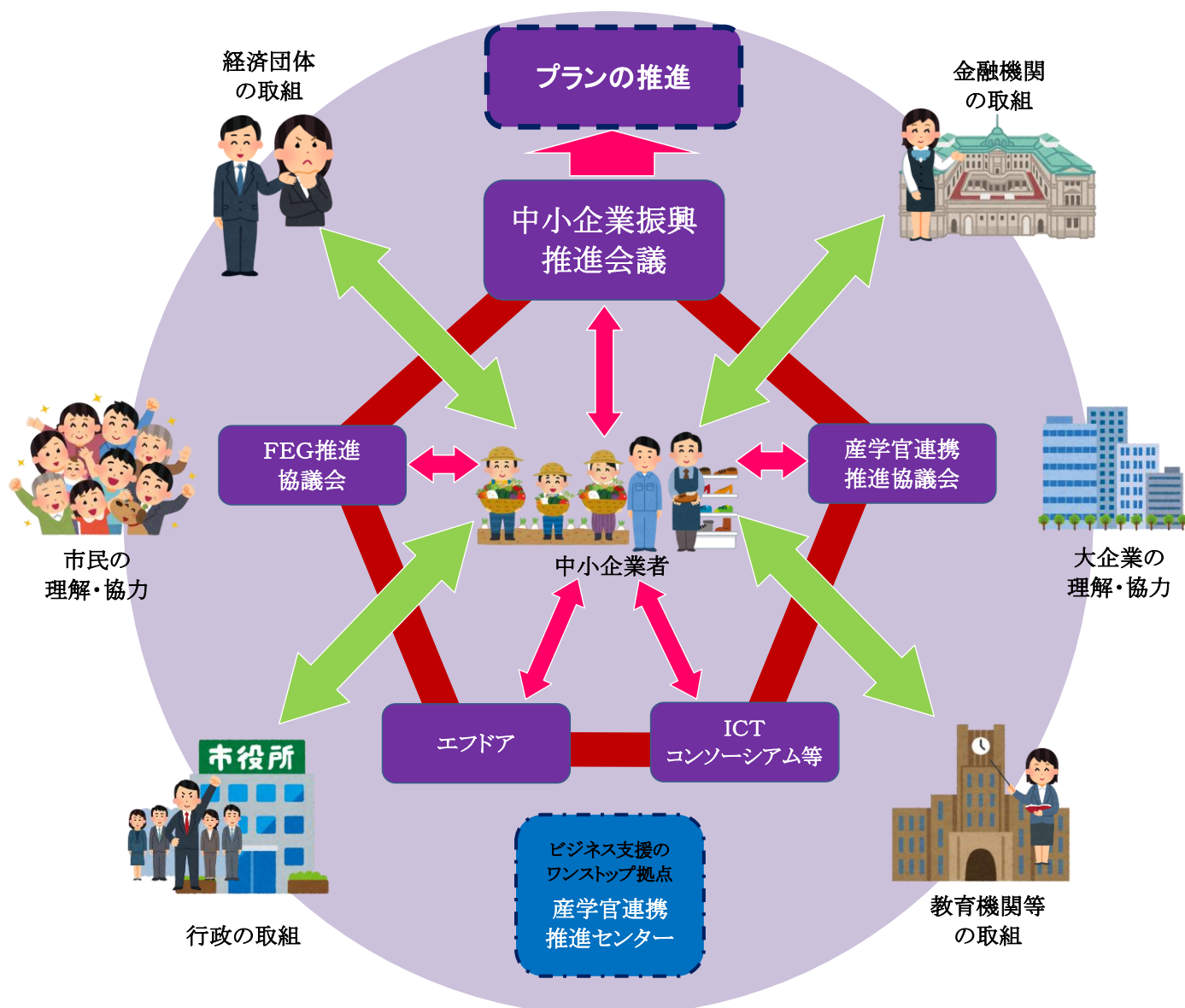
4 プランの推進

(1) プランの推進体制

中小企業振興施策の推進には支援機関等がそれぞれの役割・責務を果たすことで中小企業が成長する環境をつくり、農業者を含めた中小企業の自主努力を後押ししていくことが重要です。そのため、藤枝エコノミックガーデニング（以下、「FEG」という。）構想に参画している産・学・官・金の支援機関から組織されるFEG推進協議会やFEGの支援拠点である「エフドア」など地域全体で連携・協力して中小企業を支援する環境づくりに取り組んでいるところです。

そのような中、地元産業の成長支援や学生等の人材育成、若者の就職支援による地元定着促進などのビジネス支援を行うワンストップ拠点である『産学官連携推進センター』に「エフドア」や「ICTコンソーシアム等」、「産学官連携推進協議会」を一体的に整備し、中小企業への支援体制をより強固なものにしました。

本プランをより実効性のあるものとして展開するため、基本条例に基づく「中小企業振興推進会議」が主体となって各支援機関と連携しながら本プランの推進及び検証並びに見直し、提案を行います。



(2) 支援機関の役割・責務

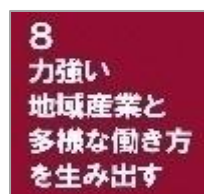
① 市の責務

市は、基本条例の目的である「地域経済の健全で持続的な発展と市民生活の向上」を実現するため、社会経済状況の変化に応じて計画的かつ効果的な中小企業振興施策を定めて、これを着実に実施することが必要です。

そのためには、中小企業への実態調査による支援ニーズの把握や中小企業支援施策の執行運営に必要な体制の整備、予算措置に努めるとともに、国や県、近隣自治体、支援機関や市民等と連携や協働しながら積極的な支援策の推進に努めます。

また、エコノミックガーデニングの支援拠点である「エフドア」の支援機能を強化することで、起業・創業や中小企業に対する経営相談の充実を図り、地域経済の活性化に向けた環境づくりに努めます。

本プランにおける市の取組は、「第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略」における『藤枝版ローカルSDGs』の17のゴールと対応させて推進し、広く発信します。



② 中小企業の責務

中小企業は地域に根差した経営であるため、地域の「人」を大切にする経営を実践し、地域の雇用創出を牽引しています。さらには地域の企業間や教育機関等とネットワークを形成して地域資源を活かした独自の強みを発揮し、地域経済の振興に大いに貢献しています。

しかし、中小企業を取り巻く環境は市場のグローバルの進展や顧客ニーズの多様化、ICTに代表される情報通信技術の進化など大きく変化しており、環境変化に対応した経営を推進していくことが重要です。

中小企業は、自らの地域における役割を再認識するとともに、大きく変革する経営環境を正確に見極めて、経営基盤の強化や技術の向上、人材育成など持続的な発展に向けた取組を自主的に主体的かつ積極的に進めます。

また、市や各支援機関の施策を有効活用して地域社会や市民生活の向上に貢献していくことに努めます。

③ 経済団体の役割・責務

これまで中小企業の経営、技術の改善や発達を図るため、金融・税務、経営・労務などの支援を行ってきた商工会議所・商工会をはじめとする地域経済団体は、中小企業が自助努力と創意工夫による事業活動を展開していくことができるよう市や支援機関と連携・協力しながら積極的かつ主体的に支援していくことが必要です。

そのため、経営資源や財務の内容等の状況の分析、事業計画の策定支援、商品やサービスの需要動向など情報の収集や提供、商談会、展示会の開催等商品やサービスの販路開拓など、これまで以上にきめ細かな伴走型の支援に努めます。

④ 金融機関の役割

金融機関は、今後も引き続き市内の多様な中小企業に対して、それぞれの企業に適した資金を円滑に供給し、中小企業の事業運営に資金面から支援する大きな役割があります。その役割を果たすことにより地元の中小企業に関する豊富な情報を保有し、かつ多くの人的ネットワークを構築しています。

そのため、中小企業に対して資金支援のみならず、これら情報と人的ネットワークを活かしたマッチング機能を発揮して創業促進と起業家の育成、販路拡大、経営改善などを支援して、中小企業のビジネスチャンスを拡大し、地域経済を活性化することに努めます。

⑤ 大企業の役割

大企業は、雇用の維持や拡大による市内経済の発展に貢献することに加え、自らの事業活動を行う上での中小企業の重要性を認識し、中小企業の自助努力を支え、連携していくことに努めます。

⑥ 教育機関等の役割

教育機関等は、望ましい勤労観、職業観などを育むキャリア教育の推進など教育研究活動を通して、本市の次世代を担う人材の育成を促進する必要があります。

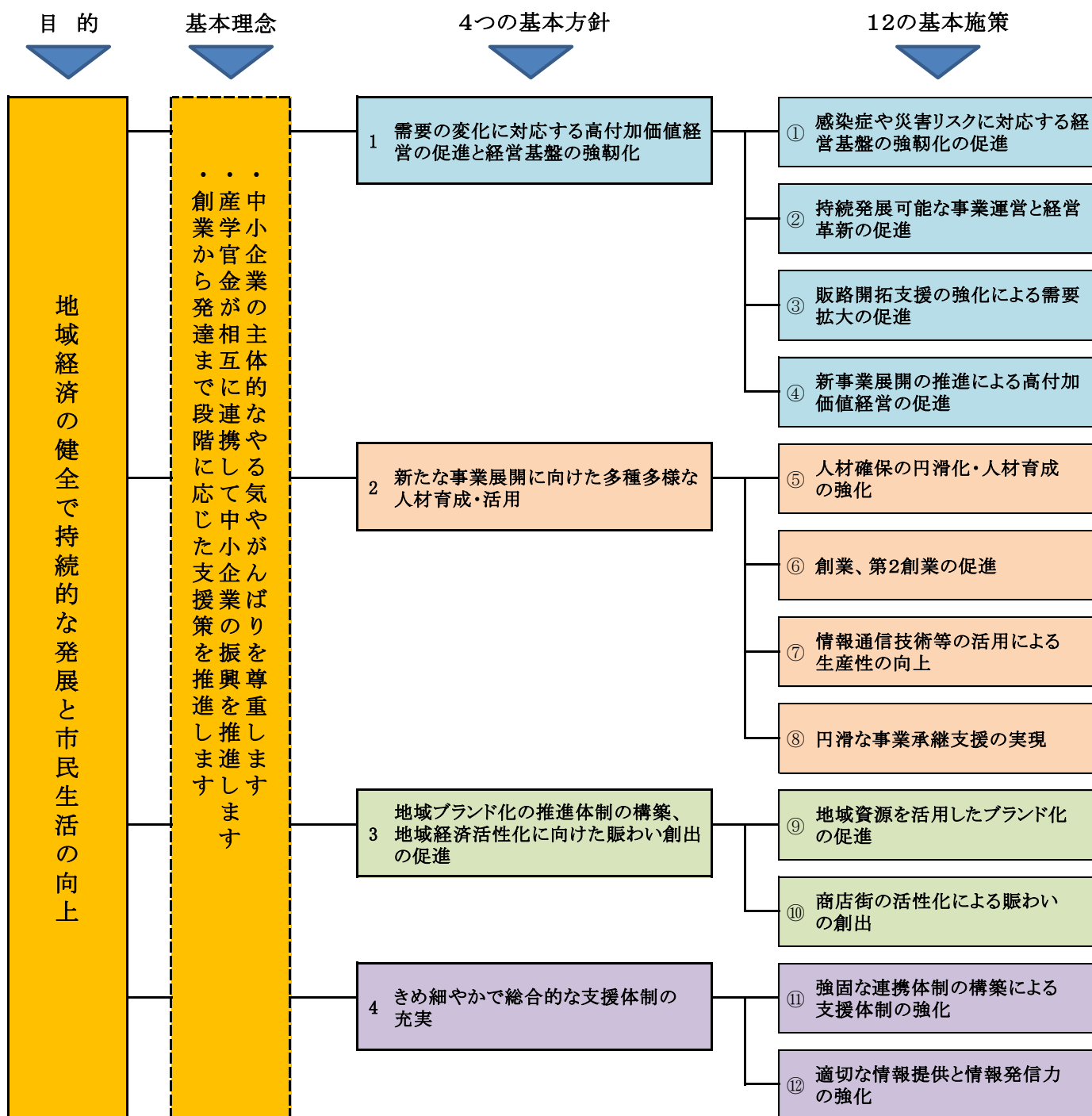
その一方で、地元中小企業が保有する技術やノウハウ等の「シーズ」と教育機関に蓄積された「知」を結びつける産学連携を進めて、中小企業の新たな研究開発や需要の掘り起こし等が可能となるよう積極的な支援に努めます。

また、中小企業の経営者や従業員が、加速度的に変化する経営環境にも適応できるよう人材育成に努めます。

⑦ 市民の理解と協力

市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内中小企業が生産する製品やサービスの利用を通して、地域経済の活性化に貢献することが求められます。

5 施策の体系図



6 推進に向けた取組

基本方針 1

■ 需要の変化に対応する高付加価値経営の促進と経営基盤の強靱化

中小企業を取り巻く経営環境は、インターネットの急速な普及により市場のグローバル化や多様化する顧客ニーズへの対応など日々変化しており、経営の在り方を変革することが求められています。また、感染症や地震などの災害リスクに対応できる経営基盤の強靱化が求められています。変化する需要への対応と経営基盤の強靱化を推進するためには、事業継続を維持し、経営を強化していくことが重要です。

中小企業の経営基盤を強化するためには、資金や設備、人材など経営に必要な資源の確保や充実を図ることも重要です。その一方で、戦略的な販路拡大や変化する顧客のニーズに応じた商品の開発、感染症や災害リスクへの備えや発災時における経済・社会情勢への柔軟な対応など、変化する需要や災害リスク等を見据えた計画的な高付加価値経営を推進していくことが求められています。あわせて、中小企業者の自らの努力に期待するだけでなく、支援機関の施策による支援が必要です。

＜基本施策①＞ 感染症や災害リスクに対応する経営基盤の強靱化の促進

中小企業が抱える経営課題は多様であり、新たなニーズへの対応や経営資源の充実のほか、感染症のまん延や地震などの災害リスクに備え、少しでも被害を軽減して早期に事業が復旧できるよう、事業の継続を強化していく必要があります。

そのため、緊急事態においても事業の早期復旧や継続、従業員の雇用を守り、地域経済への影響を最小限にとどめるため、BCP（事業継続計画）等の策定を促進します。さらに、感染症や自然災害時の経済情勢に応じた円滑な資金繰り支援や地域経済の循環の促進、新たな需要に対応した取組への支援を積極的に推進します。

＜基本施策②＞ 持続発展可能な事業運営と経営革新の促進

企業の創業期～成長期～成熟期という発展過程において、成長期あるいは成熟期でこそ、環境変化に対応した明確なビジョンに基づく経営革新への取組が必要です。

そのため、業態に応じた金融支援も充実させつつ、中小企業が売上増加や収益向上が図れるよう経営改善や事業の持続的発展を促進します。

＜基本施策③＞ 販路開拓支援の強化による需要拡大の促進

中小企業が直面する最大の課題である需要の創造や掘り起こしに向け、多様な顧客のニーズに合った製品やサービス、技術等を提供・発信する機会を増大させる必要があります。

そのため、商談会・展示会・即売会の開催、アンテナショップ等拠点の整備やネット販売支援などを通して製品やサービス、技術等の販路開拓に向けた国内外の需要の開拓を促進します。

《基本施策④》 新事業展開による高付加価値経営の促進

市場環境の変化に対応するため、持ち前の機動性・柔軟性を発揮して新たな商品・サービスの提供や開発など新事業へ果敢に取り組み、売上高の拡大と高い収益を上げる高付加価値経営を目指す必要があります。

そのため、中小企業が持つ新規性、独創性に富んだアイデアや新たな技術を駆使した新事業展開への挑戦を支援します。

基本方針 2

■ 新たな事業展開に向けた多種多様な人材育成・活用

中小企業は廃業が開業を上回る状態が続き、特に小規模事業者の廃業が増加しています。一方、長時間労働による効率の悪さから中小企業の生産性は伸び悩んでおり、加えて経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題を抱えています。

こうした状況の中、若者、シニアなど多種・多様な人材の活用に加え、女性の潜在する起業マインドを掘り起こすための施策により、起業・創業や第2創業を創出して地域イノベーションが起こす必要があります。また、既存企業がさらなる成長を目指して事業や経営資源を次世代に引き継ぐといった事業承継が円滑に行われることも重要になっています。

さらには、中小企業が生産性を向上するためには、業務効率化の手段としての情報化にとどまらず情報化を経営戦略上の手段として活用する情報通信技術等の導入に加え、感染症への対応と新たな社会経済への転換に対する支援も必要になっています。

《基本施策⑤》 人材確保の円滑化・人材育成の強化

人材不足は我が国の労働人口が減少していることが大きな要因であり、中小企業にとっては構造的な問題となっています。

そのため、特に人材不足が深刻な中小企業に対しては、企業情報の発信力を強化するとともに、女性・若者・シニア等多様な人材と中小企業とのマッチングを図るなど求人活動における環境を整備します。併せて人材不足解消のための省力化やICTの導入、職場環境の整備を促進します。

また、中小企業は限られた人員で企業経営するため一人ひとりの資質の向上が急務です。経営者のみならず従業員に対して様々な能力の向上を図るための教育や、人的ネットワークを拡大するための交流促進など、中小企業における人材育成と強化を図ります。

《基本施策⑥》 創業、第2創業の促進

起業・創業や第2創業を創出してイノベーションを起こすことが求められており、女性や若者、シニアを含めた起業・創業を促進する必要があります。

そのため、起業・創業は、市をはじめ商工会議所、商工会、金融機関等の創業支援機関による起業への動機づけをはじめ起業前後における課題解決や経営資源の確保などの取組を支援します。

さらに、中小企業の事業承継の観点からも、後継者への世代交代のタイミングに新製品の開発や新規市場の開拓など挑戦的な取組を行う第2創業も支援します。

《基本施策⑦》 情報通信技術等の活用による生産性の向上

従業員が少ない中小企業において、限られた人材で生産性を向上させる手段の一つとしてICTの活用が期待されていますが、利活用に向けた理解が不足しているのが現状です。

そのため、セミナー等の開催によるICTの導入に係る動機付けや、IoTやAIなど最先端の情報通信技術の導入事例等を周知して、経営者及び担当者の技術の習得支援やICT能力の向上を図ります。

さらに、地域産業の望ましい姿であるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、今まで以上に産学官金が連携してICTコンソーシアム等を中心に、中小企業のデジタル化に向けて生産活動現場に専門家による指導や支援を行い、生産性の向上に向けたICTやAI等の導入を強力に促進します。

加えて、ライフスタイルやビジネスモデルの変化に対応したテレワークを推進し、生産性向上に向けた業務効率化や労働時間の削減などの働き方改革を促進します。

《基本施策⑧》 円滑な事業承継支援の実現

中小企業は地域雇用の担い手、多様な技術・技能の担い手として重要な役割を果たしています。しかし、経営者の高齢化による廃業等で、培ってきた優れた技術や地域とのつながりが損なわれることがないように次世代に引き継ぎ、将来にわたり事業活動の活性化を実現することが不可欠であり、第三者承継も含めた円滑な事業承継が求められます。

そのため、地域に密着した支援機関等が地域の事業承継ニーズを掘り起こし、個別の中小企業が抱える課題を解決し、事業承継が円滑に行えるようマッチング機会の提供や個別相談会の開催、県事業承継・引継ぎ支援センター等との連携による伴走型支援を行います。

基本方針3

■ 地域ブランド化の推進体制の構築、地域経済活性化に向けた賑わい創出の促進

自立的な地域経済の活性化は、地域の資源や知恵を最大限に有効活用することが不可欠です。それも一過性ではなく持続的な地域活性化に繋げなければなりません。そのためには、地域資源を発掘・活用したブランド構築や、地元農産物等の高付加価値を目指す6次産業化や農商工連携などを推進する体制の確立が必要です。

また、地域商店街は、インターネットの普及により生活者の消費行動が多様化し、商業構造が大きく変化しており厳しい状況に置かれています。その一方で、少子高齢化が進展しており、市民生活を支える「地域コミュニティの担い手」として地域商店街に対する期待は高まっています。

中小企業が行う地域ブランド化の取組や地域課題の解決など地域活動を推進するため、地域社会との連携強化を図るとともに、持続的な活動のための基盤となる集客力・販売力の向上を図ることが必要です。

《基本施策⑨》 地域資源を活用したブランド化の促進

地域経済の振興のためには、本市の主要な農産物である茶やミカン、いちごなどを活用した新たなビジネス展開が必要です。そのためには、様々な業種・業態から「技術」や「ノウハウ」「知恵」を出し合い、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大を図り、地域の活力を創出する有効な手段である地域資源のブランド化を促進することが不可欠です。

そのため、6次産業化や農商工連携に果敢に挑戦し、新たな商品やサービスの開発ができるようマッチング機会の創出、国内外への販路開拓、関連情報の提供など積極的に支援します。

《基本施策⑩》 商店街の活性化による賑わいの創出

商店街は近隣住民等の日常生活に不可欠な買い物の場であり、地域の「顔」としてコミュニティを育む場所でしたが、近年では大型店の郊外への進出などにより、商店街の機能が弱くなっています。しかし、市民の生活基盤であることは変わらず、少子高齢化が進む中で、市民生活を支える「地域コミュニティの担い手」として大きな期待が寄せられており、その役割を持続していくことが重要です。

そのため、商店街の集客力や魅力の向上、空き店舗の活用促進など商業機能の強化を図るとともに、地域との連携強化に向けたコミュニティ機能の増進による賑わいの創出に向けた支援を促進します。

基本方針 4

■ きめ細やかで総合的な支援体制の充実

中小企業は大企業に比べ「人」「もの」「資金」「情報」といった経営資源が十分ではありません。特に、中小企業の多くを占める小規模事業者が多様化する経営課題を解決して持続的発展するためのニーズに合った支援が強く求められています。

本市をはじめ商工会議所・商工会、金融機関、JA大井川、教育機関などの支援機関が相互の役割を再認識して一層の連携を深め、協力して情報収集し、総合的・体系的な支援に取り組む体制を構築していくことが必要です。

また、各支援機関が提供するサービスの内容を、より分かりやすく周知するとともに、利用しやすい相談窓口の整備など、中小企業者の利用促進や負担軽減についても配慮していくことが重要です。

《基本施策⑪》 強固な連携体制の構築による支援体制の強化

厳しさを増す経営環境に対応する中小企業を支援するため、国や地方自治体では様々な支援策を用意していますが、これらの存在を知っている中小企業は限られ、実際に活用する者はさらに少ないのが現状です。そこで、中小企業が求める支援ニーズを把握し、より中小企業振興施策を効果的に実施できるようさらなる連携体制の構築が必要です。

そのため、中小企業振興推進会議が中心となってF E G推進協議会やエフドアに加え、ICTコンソーシアム等や産学官連携推進協議会が連携しながら、企業訪問などによる情報収集を実施するとともにニーズを把握し、中小企業が求める支援に的確に対応していく体制を確立します。

《基本施策⑫》 適切な情報提供と情報発信力の強化

市内の中小企業は各々の支援機関が実施するセミナー、補助金や融資制度等の支援策を活用する場合は、利用する支援機関から直接情報収集する方法やホームページから情報収集して支援策を活用していますが、多くの支援策の中からの的確な支援情報を収集することが困難な場合があります。

そのため、各支援機関のホームページをはじめとした広報媒体での情報提供に加え、各支援機関の施策を一元化した情報提供やメルマガなどのタイムリーな情報発信により、中小企業の支援策に特化した情報を利用者が手軽に入手し、様々な支援策が活用できる環境を推進します。